

第12章 発達障害学生にかかわる相談と対応

1 「発達障害学生なんてこの大学にいるわけない」？！ 思い込みと無関心

「偏差値の高い大学に、発達障害の学生なんかいるわけないでしょ」。このようなせりふを口にされる教職員に時々出会います。いえいえ、そんなことはありません。これはその教職員が、発達障害という言葉の意味を間違っ理解しているか、その教職員がたまたまそのような学生と直接出合ったこともないし、周囲の教職員からもそのような学生との出会いについて聞いたことがないか、ということでしょう。

発達障害は、脳機能の障害で、行動や思考の偏りがみられることが特徴です。学力の偏差値が高いか低いか、知的なレベルが高いか低いか、といったような違いは、発達障害があるかどうかには関係がありません。逆に言うと、発達障害者のなかには、知的レベルが高いひともいれば低いひともいるということなのです。発達障害のうち東北大学で出会うことが多いであろう自閉症スペクトラム障害について、その診断基準をみてみましょう（表12-1と表12-2）。ご覧のとおり、「知能指数が…」などの内容は全く書かれてはいません。発達障害について正しく理解していただけると、「大学にいるわけない」とは言えなくなるのがおわかりいただけるでしょう。

表 12-1 発達障害の定義

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するもの」（発達障害者支援法、2005年）です。これらのうち、東北大学で出会う発達障害学生の多くは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害であるため、ここではこれらの障害を中心にとりあげています。なお、自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害は、国際診断基準の改訂版では「自閉症スペクトラム障害」という診断名に含まれていくことになっています。したがって、本書ではこの診断名を用いて記述しています。

表 12-2 自閉症スペクトラム障害の定義（文部科学省による）

3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする。

実際、ここ数年、「発達障害という診断をされているんですけど、東北大学ではそのような学生への支援体制って整っているんですか？」という保護者からの問い合わせを受けることが多くなりました。また、当事者学生からは「この春から東北大学に入学することになったもので、実は僕はアスペルガー障害なのですが、発達障害の学生の専門の相談窓口ってないんですか？」という質問もあります。これらへの答えは現時点では残念ながらNOと答えるしかありません。障害のある学生が、障害が理由で入学を断られることはないでしょう。しかし、東北大学には、障害のある学生の支援窓口は、現在のところはありません。入学後の支援体制が整っていなければ、事実上入学を歓迎していないことになります。これでは発達障害学生に対して「門戸開放」されているとはいえないでしょう。

では、国内外の大学においては、障害学生相談機関はどのような設置状況なのでしょう。これを一覧表にまとめたものを表12-3に示します。これをみると、実際に、世界トップ30に

入る諸外国の大学においても、発達障害学生をめぐって相談体制の在り方が学生支援のひとつのテーマになっていることがわかります。このような動きを追うかたちで、近年、国内の高等教育においても発達障害学生支援がとりあげられるようになってきました。

日本学生支援機構の調査結果をみると、診断書のある発達障害学生は平成22年度では865名で前年度の1.9倍に増えており、診断書はないけれども発達障害である学生は前年度の699名から1,670名と2.4倍になっていることが示されています*。そして今後も診断名をもった学生がどんどん入学してくる時代に入っていくことが予想されています。このことへの現実的対応として、センター試験に受験特別措置で初めて「発達障害」の区分が入ったことをあげることができます。平成23年度のセンター試験では実際に特別措置を受けた受験生は95名でした（入試センタープレス発表）。この数は、これまでの病弱や視覚障害の2倍近い人数となっており、今後はもっと増える見込みです。このように受験段階から発達障害への支援はスタートしており、大学の「入り口」での支援は進んでいます。にもかかわらず、入学後の大学の対応は、遅れているといえるでしょう。大学にはこのような診断名のある学生が在籍しているという前提のもとに学生支援に取り組むことは今や当然のこととなりつつあります。

*書籍版の数字を改訂しました

表 12-3 THE-QS世界大学ランキング2008の上位30校にみる障害学生への
支援状況 (東北大学発達障害学生支援研究会, 2010)

順位	大学名/国名	視覚障害	聴覚障害	身体障害	発達障害	発達障害		精神障害	担当部署
						A D H D	学習障害		
1	Havard University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Office of the Disability Coordinator(University Disability Coodinator) and Local Disability Coordinators
2	Yale University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Resource Office on Disabilities
3	University of Cambridge/英国	○	○	○	○	○	○	○	Disability Resource Centre
4	University of Oxford/英国	○	○	○	○	○	○	○	University Disability Office
5	California Institute of Technology/米国								Dean of Students Office
6	Imperial College London/英国	○	○	○	○	○	○	○	Disability Advisory Service
7	University College London/英国	○	○	○	○	○	○	○	UCL Disability Services
8	University of Chicago/米国	○	○	○	○	○	○	○	Student Disability Services
9	Massachusetts Institute of Technology/米国	○	○	○	○	○	○	○	Disability Services Office
10	Columbia University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Office of Disability Services
11	University of Pennsylvania/米国	○	○	○	○	○	○	○	Office of Student Disabilities Services
12	Princeton University/米国	○	○	○	○	○	○		Office of Disabilities Services
13	Duke University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Student Disability Access Office
14	Johns Hopkins University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Office of Student Disability Services
15	Cornell University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Student Disability Services
16	AUSTRALIAN National University/オーストラリア	○	○	○	○	○	○		Disability Services Centre
17	STANFORD University/米国	○	○	○	○	○	○		Office of Accessible Education, Diversity & Access Office
18	University of Michigan/米国*	○	○	○	○	○	○	○	Services for Students with Disabilities
19	University of Tokyo/日本	○	○	○	○	○	○	○	バリアフリー支援室
20	McGill University/カナダ*	○	○	○	○	○	○		Office for Students with Disabilities
21	Carnegie Mellon University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Equal Opportunity Services
22	King's College London/英国	○	○	○	○	○	○		Disability Support Office
23	University of Edinburgh/英国*	○	○	○	○	○	○	○	Disability Office
24	ETH Zurich(Swiss Federal Institute of Technology)/スイス								special needs とのみ記載 Disability Resource Center
25	Kyoto University/日本*	○	○	○	○	○	○	○	身体障害学生相談室
26	University of Hong Kong/香港	○							Centre of Development and Resources for Students
27	Brown University/米国	○	○	○	○	○	○	○	Disability Support Services
28	Ecole Normale Supérieure, Paris/フランス								
29	University of Manchester/英国	○	○	○	○	○	○	○	Disability Support Office
30	National University of Singapore/シンガポール								Office of the Disability Coordinator (University Disability Coordinator) and Local Disability Coordinators**

* : 一時的な健康状態の悪化や怪我にも障害サービスの枠組みで対応。

** : health centreでカウンセリングを行う。

2 「社会はどう取り組んでいるのか？」 発達障害をめぐる法的整備

上述のような教育分野での動向の背景となっている、法的整備等について紹介しましょう。まずは、2004年12月の発達障害者支援法の成立です。ここには『大学および高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする』と書かれています。そして2006年4月の学校教育施行規則の改正により、通級による指導の対象に発達障害等が加わり、2010年12月の障害者自立支援法の改正によって、対象として発達障害が明記されました。また、2011年1月に実施された大学入試センター試験から、受験特別措置の障害区分に新たに発達障害が追加されています。一番最近の動きとしては、2011年8月に公布・施行された障害者基本法の改正案です。障害者基本法とは、我が国の障害者支援の原則を定めた基本的な法律です。その法律のなかに、はじめて「発達障害者」が含まれました。具体的には、この法律における障害者の定義を、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）…（以下、省略）」とし、発達障害が精神障害に含まれることを明記する形で、発達障害を障害者基本法の対象として追加されたということです（図12-1）。

このように発達障害者の教育や福祉をめぐる社会的理解は動いてきています。当然のことながら大学もこのような社会の流れに位置づいていくことが求められています。偏見と無関心は、教職員であるあなた自身のニーズにすら気が付かないことへつながってしまいます。愛の反対は無関心。今どのような学生にとって何が求められているか、愛をもった人間教育を担う教職

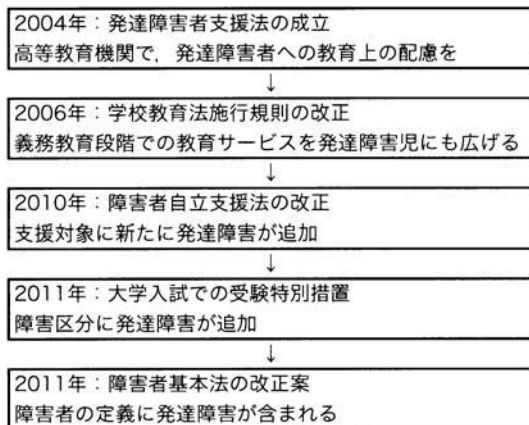


図 12-1 発達障害者支援に関する社会的動向

員として一社会人として、社会的動向にも常に敏感でいたいものです。

3 「“困っている”のは誰？」 発達障害学生の困りとその支援

・自己理解チェックリスト

発達障害のある学生のなかには、修学や対人関係、学生生活のなかで困っていることに自覚がない場合も少なくありません。とすると、自分が何に困っているのか、それを解決するためにどのようにしてほしいのかなど、うまく説明したり相談したりすることができないという事態になります。発達障害がある場合には、自己理解の難しさがみられることは多くの研究でも指摘されています。つまりSOSを的確に発信することが少し苦手

な学生だといえます。

そこで、自分にどのような特性があるのか、学生自身がチェックできるリストをご紹介します。これは、発達障害の専門家が発達障害学生と面接するなかで経験してきた内容をもとに、大学・短期大学・高等専門学校 of 学生向けにつくられたリストです（表12-4-1と表12-4-2）。このようなチェックリストを学生本人と一緒に検討するなどしながら、学生の自己理解を深めるということも、発達障害のある学生に対する支援のひとつです。

・発達障害学生の困りと支援

では、発達障害のある学生は実際にどのような困り感をもち、それに対してどのような支援が求められるのでしょうか。単位を落としてしまうといった学習面、生活リズムを作ったり金銭の管理がなかなかできないといった生活面、ジョブ・マッチングの問題といった就職活動面などにわけられますが、ここでは学習面に焦点をあてて説明しましょう。

表 12- 4 - 1 困り具合に関するセルフチェックリストと推定される障害の
対応表

(国立特殊教育総合研究所, 2007)

No.	項目	とても困っている	割と困っている	あまり困っていない	全く困っていない	LD	ADHD	HFA
1	誤字, 脱字が多い					○		
2	手書きで文字を書くのがとても遅い, または文字を上手に書くことができない					○		
3	文字を読むことが苦手だ					○		
4	本を読むのに時間がかかる					○		
5	計算が苦手だ					○		
6	講義を聴きながらノートを取ることができない					○	△	△
7	教員の指示を聞き逃すことが多い					△	○	
8	レポートや宿題を期日までに仕上げられないことが多い						○	
9	90分集中して授業を受けることが苦痛である						○	
10	聞く人・読む人がわかりやすいように考えを整理して話したり, 文章にしたりすることが苦手だ					△		○
11	どんな科目を履修すればよいのかが分からない							○
12	自分の意見を交えてレポートを書くことが苦手だ							○
13	実験や実習に参加することに苦痛を感じる							○
14	ざわざわした教室にいるのは耐えられない							○
15	シラバスと違う授業だったり, 突然予定が変更されると納得できない							○
16	整理整頓が苦手だ						○	
17	諸手続の期日を忘れてしまうことが多い						○	
18	物忘れ, 紛失物が多い						○	
19	約束した時間に遅れることが多い						○	
20	掲示物や配布物に気づかない, もしくは忘れてしまうことが多い					△		
21	衝動買いの傾向がある						○	
22	学業, サークル, アルバイトなどから何を優先すべきかを判断することが難しい						○	○
23	二つ以上の作業を同時にこなそうとするとすぐ混乱する							○
24	授業と授業の間で時間ができると時間をつぶすのに困る							○
25	クラスメート等とトラブルになることが多い						○	○
26	約束を守れなかったり, 忘れてしまうことが多い						○	
27	人と会話することが苦手だ							○
28	思い込みが激しいとよく人から言われる							○
29	他の人が考えていることを理解するのが苦手だ							○
30	周囲の人が言っていることをうまく理解していないように感じる							○
31	納得するまで質問する等, 人から「しつこい」とよく言われる							○
32	クラスメートの顔と名前を一致させることがなかなかできない							○
33	カッとしやすい						○	
34	衝動的に物品を壊すことがある						○	
35	自分はダメな人間だと思いがちである					△	△	△
36	気分が沈みがちである					△	△	△
37	周りから孤立していると感じる					△	△	△
38	将来のことを考えると不安だ					△	△	△

注1) 本項目は, 本人がどのようなことに困っているかをチェックしてもらうもので
す。特徴を示していても本人は困っていないこともあります。

注2) 調査等に認められた項目から作成していますが, 検証はまだしておりません。

表 12-4-2 面接場面で観察できる事柄と推定される障害の対応表

(国立特殊教育総合研究所, 2007)

No.	項目	LD	ADHD	HFA
1	誤字・脱字が多い	○		
2	手書きで文字を書くのがとても遅い、または文字を上手に書くことができない	○		
3	次々に話の話題を変わり、一方的に話をする		○	
4	こちらの質問が終わるのを待たずに、出し抜けて話し出す		○	
5	面接の時間に遅れたり、面接を忘れたりすることが多い		○	
6	座っていても体の一部をどこか動かしている		○	
7	約束していないのに突然面接に訪れる		△	○
8	分かりやすく整理して話すことができない		△	○
9	何度も同じ質問を繰り返す			○
10	視線が合わない、なんとなく態度が固い			○
11	こちらの反応に関係なく、自分の興味のあることを話し始める			○
12	話が的を射ていない			○

表12-4-1及び表12-4-2中の略号の意味

LD：学習障害 ADHD：注意欠陥/多動性障害 HFA：高機能自閉症

入試を突破して入学してきたのだから、大学での授業にもついていけるだろうと思われがちですが、実際には、入試を無事にきりぬけてきた発達障害学生が入学後に急に授業についていけなくなり単位を修得できなくなるということが起きます。それは、中学・高校までの学習の質が、大学では大きく変化するからです。大学入学後は、時間割を自らたて、授業では討論や論文、実験、実習など、学生ひとりひとりが主体的に学び取っていく課題が増えていきます。このような質の学習は、発達障害学生にとっては大変混乱しやすい状況となります。

大学での学習は、授業の履修登録をすることから始まります。発達障害のある学生にとっては、大学の履修規程を理解して、自主的に時間割を組み立て、期日までに登録手続きを正確に行うのは、大変難しいのです。ここには、授業をとりすぎる、興味のある科目だけを選択し必修科目などの進級に必要な科目への履修登録をしない、履修登録の仕方を間違えたり、その提出期日を忘れてたり知らなかったりする、などです。これらは、発達障害の特性のひとつである「想像力の弱さ」からくるもので、

見通しのたてられなさとして現れてきます。履修登録のミスや、授業選択の不適切さは、年度の終わりに単位不足という形で周囲も気づくことになります。年度の終わり…つまり1年間経ってから失敗に気づかれ、そこから支援につながったとしても、それでは遅いのです。“失敗してから支援”なのではなく、失敗の前に支援すること、具体的には履修登録前の段階で支援することが求められます。教務係、学生相談所、チューターの教職員へ相談できる体制を整え、学生にとって学ぶ機会を確保しましょう。また、東北大学では各部局において年度始めに履修相談コーナーが設けられているので、そのような場での相談も有効でしょう。

次に実際の授業場面でのことです。発達障害の「こだわりの強さ」という特性からくるもので、完璧主義が強い傾向によって、ちょっと失敗しただけで極端に自分を責めたり、一度欠席しただけで進級をあきらめる学生がいます。これがきっかけで、ほかの授業にも出席できなかったり、そのまま不登校状態になったりします。このような場合には、まずは本人が頑張っていることを周囲が評価して、考え方を変えるために、1回の欠席は進級とは関係なく、「例えば、〇〇さんも去年この授業を2回休んだけれども、今進級して3年生になっているよ」などの身近な人物の具体例を挙げると納得しやすいことも多いようです。

ゼミの授業では、テーマ選びから発表のための資料収集、発表内容の組み立て、討論にいたるまで、自主性が求められるようになります。これをこなしていくためには、時間的見通しをみながら計画的に進めていくことが必要です。しかし、発達障害の特性である「想像力の弱さ」や「ものごとの遂行能力の弱

さ」から、作業全体に目を向けることが難しくひとつの作業に集中しすぎる場合があります。そうして、今気になる資料に集中する、重要なことと些末なこととの違いに気づきにくく作業の優先順位がわからない、論文提出当日の朝に、まだ資料を探している…などの事態となります。したがって、論文やレポートなどのような長期間にわたる準備が必要な学習の場合には、先輩が計画を一緒にたてたり、進捗状況をチェックしながら常に作業全体の見通しをフィードバックするような関わりが求められるでしょう。このような周囲の部分的な支援があれば、あとは自分で仕上げることは可能です。

・支援者同士の連携

発達障害学生がどうして大学生活についていけなくなるのか、このことを考えることがとても大切なのです。学生に能力がないからでしょうか？ 教職員にこのような学生に応じて教える能力がないからでしょうか？ 発達障害があるから大学生活についていけなくなるのではありません。発達障害があっても、周囲の正しい理解と支援があれば問題なく学生生活を送っている学生がたくさんいます。つまり、学生に発達障害があること、そして教職員をはじめとする周囲がその特性に応じた関わりができないこと、この両方がそろったときに、発達障害が「問題」となるのです。教職員が「困った学生がいる」と思うとき、学生自身も「困っている」のだということです。特に学習面の支援においては、家族や大学の職員による支援だけではうまくいきません。授業中に学生に接するのは教員です。家族や大学職員、学生相談担当の相談員は主に学生本人からの訴えをきくこととなります。実際に授業中の様子や課題提出時のトラブルを

把握しているのは、教員です。教員との連携は不可欠です。

4 「ほんの少しの障害学生のために、予算も教職員のエネルギーも使えない」?! 共生社会を担う人材教育

どのくらいの数の障害学生が在籍しているのかに関する日本学生支援機構や各大学での調査の結果、確かに障害学生がある一定の割合で在籍していること、そしてその割合は年々増えていることが指摘されています。しかし、それはあくまでも「ある一定の割合」であり、具体的には0.2%です。「その0.2%の学生のために、」大学の予算を使うのはどうだろうか、「その0.2%の学生のために」相談施設を設置することは必要だろうか、という疑問を投げかけられることがあります。もっと幅広い学生全体に還元できるような事柄のほうが優先されるべきではないかと。ここで考えていただきたいことは、障害学生支援は、障害学生の“ためだけ”のものだろうかということです。

障害学生への支援は、障害から派生する多様なニーズに対して当該の学生への教育的支援を提供することと同時に、多様なひとと共存する共生社会のなかで相互に支援しあう関係構築を担う人材を育成することも目的ではないでしょうか。この社会のなかには、実に多様な人々で構成されていることを体験的にも知識的にも学び、その多様性をいかに受け止め、関わり、社会の一員として尊重し合える人間へと成長できるか、これも大学教育のねらいのひとつではないでしょうか。このように考えると、大学全体として障害学生への理解を深め支援体制を構築していくことは、将来学生が共生社会を担う人間教育の場とし

て機能することとなります。

障害学生支援の窓口が設置されている他の大学の規程をみると、上述の内容が理念として描かれていることが読み取れます（表12-5）。

表 12-5 国内大学の障害学生支援理念

大学名	理念
筑波大学	共生の時代を担う社会人を育成すること
同志社大学	障害学生とサポートスタッフがお互いに理解し合い学び合える自律的成長の場であり、この場で得た成果をコミュニティに還元させること
東京大学	障害をもった学生が修学における不利益をうけないように配慮するとともに、障害をもった学生のための修学等支援方策の実施に対し積極的に務め … バリアフリーの理念と思想について深い理解をもち、バリアフリー活動に積極的に取り組み、かつ、グローバルな視野を備えた人材の育成

このように障害学生支援は、障害学生に対してのみではなく、全学生への教育的機能をもつものであると考えられるでしょう。このことは現在活用されているTAを担う学生のことを考えても共通しています。TAはTA学生が教授能力を磨きながら、将来において大学教職員になる場合の訓練や準備の機会を提供するという、いわば大学教職員養成システムの一環であり、支援を受ける側のみならず、支援者側であるTA学生にとっても有意義なのです。障害学生を支援する支援者側となる周りの学生についても、その体験は有意義なものとなるのです。

5 「発達障害学生への支援は周りの学生への不公平感を生じるのでは？」 合理的配慮

とはいえ、ニーズがあるからといって何でもどこまでも支援すればよいというものではないことは、いうまでもありません。平成21年度に東北大学のなかで調査した結果をみると、単位修得や卒業・修了における実際に行われている支援内容として、試験に代わるレポート・締切の延長・要求水準の引き下げなどが多く報告されていました。そして、これらの支援が妥当なものであるのか否かについて教員自身も迷い戸惑っている様子がかがえました。例をあげると、「単位修得や成績判定等の判断が困難」、「学業の評価基準を変えなければ、修士課程でさえ修了困難である。しかし、学生により評価基準を変えることは、教育の根本にかかわることであり、非常に悩ましい」、「自分からものを考えられない学生に、手取り足取り周囲が手伝って修論を書かせて卒業させるのはけしからん」という意見があり、対応に困った」等々です。これらはどのような支援内容をどの程度まで行うのが果たして適当なのかをめぐる問題です。

視力の悪い学生に眼鏡をかけて授業を受けることを不公平だと非難するひとはいないでしょう。聴覚障害のある学生が、手話通訳を頼んで教員とコミュニケーションをとることに對して、そのような支援は不適當であると判断するひとはいないでしょう。このような障害に対する配慮は、「合理的配慮」と呼ばれています。2006年12月13日、国連本会議において採択された「障害者の権利条約」の主旨のひとつに、「合理的配慮」によって障害者に実質的な平等を保障する、という内容があります(表12-6)。

表 12-6 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保する点の必要かつ適当な変更及び調整」であって、「特定の場合において必要とされるもの」かつ「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。

めがねをかけることや手話通訳の支援を受けることは、障害特性に応じた適切な配慮です。この配慮によって実質的な平等を保障することにつながります。発達障害学生に対する支援についても、合理的配慮かどうかの判断は当然求められます。ここで問題となってくるのは、発達障害学生の障害としての特性は、身体障害のようないわゆる見えやすい障害とは異なり、見えにくい障害であるということです。したがって、発達障害学生に対して行われる支援内容や配慮の程度は適切なものであるかどうかについては、見えにくい障害であるだけにその都度、それが「合理的配慮」に該当するのかどうかの検討が必要となるでしょう。

引用・参考文献

国立特殊教育総合研究所・日本学生支援機構／佐藤克敏・小塩允護（監修）
2007 発達障害のある学生支援ケースブック—支援の実際とポイント
付録1, 2

東北大学発達障害学生支援研究会 2010 VIII 海外における取り組み 第
1章 トップ30の現状 平成21年度総長裁量経費「東北大学における発達障害学生修学支援システムの構築」に関する事業成果報告書, 158-159.

日本学生支援機構 2011 平成22年度（2010年度）大学、短期大学及び
高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果
報告書